

＜兵庫県移住支援事業 市町の関係人口要件＞

市町名	具体的な要件
姫路市	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 姫路市に一定期間以上の居住経験がある者。 ・ 姫路市へのふるさと納税による寄付を継続的に行っている者。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産業に就業する者。 ・ 家業へ就業する者。
西宮市	<p>下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 西宮市にふるさと納税の経験がある者。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産業に就業する者。
洲本市	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者又は当該申請者と同一の世帯に属する者について、出生地が市内であること。 ・ 申請者又は当該申請者と同一の世帯に属する者が、市内の学校に在学又は市内の事業所に勤務していたことがあること。 ・ 申請者又は当該申請者と同一の世帯に属する者が、本市が認める移住定住・関係人口に関するイベント等に参加したことがあること。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産業に就業した者。 ・ 個人事業の開業の届出、又は法人の登記を兵庫県内で行い、事業継承をした者。
相生市	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】</p>

	<p>のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】※申請者又は同一世帯に属する者が以下のいずれかの要件に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出生地が市内であること。 ・ 市内の学校に在学していたことがあること。 ・ 市内の事業所で勤務していたことがあること。 ・ 2親等以内の親族が本市に在住していること。 ・ あいおい暮らしお試し移住事業を利用したことがあること。 ・ 市移住体験ツアー等への参加経験があること。 ・ 本市にふるさと納税をしたことがあること。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就業先が兵庫県内に所在していること。 ・ 兵庫県内での個人事業の開業又は法人の設立・移転を行っていること。 ・ 兵庫県内で新規に農林水産業に就業していること。
豊岡市	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 豊岡市又は兵庫県主催の豊岡移住体験ツアーに参加経験を有する者。 ・ 豊岡市に居住経験のある者。 ・ 豊岡市移住促進支援補助金を利用したこと等がある者。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産業に就業する者。
加古川市	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人、配偶者及び1親等以内の親族が過去に1年以上、加古川市に居住、通勤又は通学していた経験がある者。 ・ 転入した日の属する年度を含め、過去5年以内に加古川市にふるさと納税を行った者。

	<p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
赤穂市	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤穂市又は一般社団法人あこう魅力発信基地が実施する定住支援に関する事業の利用実績があること。(例：お試し暮らし住宅、移住調査宿泊費補助金) ・赤穂市に居住経験のあること。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業すること。 ・家業等へ就業すること。 ・就業先が兵庫県内に所在していること。
西脇市	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西脇市の空き家バンク利用登録を行った者。 ・西脇市の移住相談窓口の支援を受けたことのある者。 ・自治会等の交流イベントに参加している者。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。 ・西脇市まち・ひと・しごと創生総合戦略に定められた目標の達成に資する者。
三木市	<p>下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三木市の移住相談窓口を利用したことがある者。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三木市内において農業に従事する者。ただし、雇用者の場合は1年以内に市内農地での営農を営む予定の者とする。
高砂市	<p>下記【支給対象者の要件】の全てに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】の</p>

	<p>いずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 転入時の年齢が 40 歳未満の者。 ・ 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 <p>(1)転入日より前に、本人又は配偶者が高砂市に通算 1 年以上住民登録していた者</p> <p>(2)転入日より前に、3 親等以内の親族が高砂市に通算 1 年以上住民登録している又は住民登録していた者。</p> <p>(3)高砂市に所在する学校に在学していた者。</p> <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産業、家業（3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等）を含む兵庫県内の事業所に新たに就業した者。（※転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。） ・ 兵庫県内で個人事業を開業又は法人の設立・移転を行った者。
川西市	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 川西市に居住経験のある者。 ・ 川西市にふるさと納税をした経験のある者。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産業に就業する者。
小野市	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小野市に在住していた経験があること。 ・ 小野市に所在する学校に在学していた経験があること。 ・ 小野市にふるさと納税等の寄付をしたことがあること。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産業に就業する者。

	<ul style="list-style-type: none"> ・家業等へ就業する者。 ・小野市伝統工芸（そろばん、金物等）に就業する者。 ・自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者。
三田市	<p>下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の移住相談又は就農相談を受けたことがある者かつ、本市にふるさと納税を行った者。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三田市内で営農を行う者であって、三田市内において所有する農地又は農地法第3条、農業経営基盤強化促進法第18条若しくは農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定に基づき貸借する農地を耕作する者。
加西市	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加西市の移住体験に係るツアー等に参加経験を有する者。 ・加西市に居住経験のある者。 ・加西市にふるさと納税の経験がある者。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
丹波篠山市	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「丹波篠山ふるさと応援団」に登録する者、又は丹波篠山市へふるさと納税を寄付した経験がある者。 ・丹波篠山市や地域づくり団体に関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに参加している者、又は参加したことがある者。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
養父市	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市へ移住する直近5年間に、複数年にわたり本市にふるさと納税をした者。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
丹波市	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丹波市へのふるさと納税を行ったことのある者。 ・丹波市のふるさと住民登録を行っている者。 ・本人又は同一世帯に属する世帯員が、丹波市に居住経験のある者。 ・本人又は同一世帯に属する世帯員が、丹波市内に所在する学校に在学又は丹波市内に所在する企業に在勤していた者。 ・申請時点において、本人又は同一世帯に属する世帯員の3親等以内の親族が丹波市に居住している者。 ・丹波市内に所在する不動産の所有者又は固定資産税の納税義務者。 ・市が指定する移住・定住に関するイベントへ参加した、又は市が指定する移住相談窓口で相談を行った者。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。 ・丹波市が認めた企業に就業する者。
南あわじ市	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去5年以内に2回以上、南あわじ市へのふるさと納税をしている者。 ・過去に南あわじ市の住民基本台帳に記載がある者。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p>

	<p>市内において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。 ・伝統芸能及び地場産業（淡路人形浄瑠璃、淡路瓦、淡路手延べ素麺など）に就業する者。 ・介護士・看護師として就業する者。 ・保育士として就業する者。 ・淡路島観光協会に所属する施設に就業する者。 ・運輸業・運送業の運転手として就業する者。 ・家業に就業する者（親元等の農業経営、店舗、町工場など）。
朝来市	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市にふるさと納税したことがある者。 ・Uターンによる移住者。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
淡路市	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・淡路市に対して、複数年にわたり、ふるさと納税を利用して寄附をしたことがある者。 ・淡路市の住民であったことがある者。 ・淡路市が設置する移住相談サポート窓口を利用したことがある者。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・淡路市内で農林水産業に就業する者。
宍粟市	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のエ及びオ又はカに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <p>ア 兵庫県や宍粟市が主催する移住相談会等で宍粟市への移住相談をしたこと</p>

	<p>がある者。</p> <p>イ 宍粟市や地域づくり団体に関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。</p> <p>ウ 宍粟市に住所を有したことがある者。</p> <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <p>エ 自治体や地域づくり団体等に関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者。</p> <p>オ 農林水産業に就業する者。</p> <p>カ 家業等へ就業する者。</p>
<p>たつの市</p>	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たつの市に関連する移住相談や移住関連事業への参加実績がある者。 ・たつの市に居住経験がある者又は3親等以内の親族が現に居住している者。 ・転入日の属する年度前5年以内に、複数年たつの市にふるさと納税をした者。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。 ・家業へ就業する者。 ・県内企業へ就業する者。
<p>猪名川町</p>	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猪名川町に居住経験がある者。 ・本町の移住相談又は就農相談を受けたことがある者かつ、本町にふるさと納税をした経験がある者。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
<p>多可町</p>	<p>下記【支給対象者の要件】の①に該当し、かつ、②または③のいずれかに該当すること、また、【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p>

	<p>【支給対象者の要件】</p> <p>①転入日時点で合計年齢 80 歳未満の夫婦もしくは 40 歳未満の者または、中学生以下の子どもと同居している世帯。</p> <p>②多可町へふるさと納税を 2 回以上寄附している者。</p> <p>③多可町が主催する移住ツアーに参加経験を有する者。</p> <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林業に就業する者。
稲美町	<p>下記の【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入日から過去 5 年以内に申請者が稲美町にふるさと納税をしたことがある者。 ・申請者本人又は申請者の配偶者若しくは申請者の 1 親等以内の親族のいずれかが、過去連続して 1 年以上稲美町への居住経験がある者。 ・申請者本人又は申請者の配偶者若しくは申請者の 1 親等以内の親族のいずれかが、過去連続して 1 年以上稲美町に所在する学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）への就学経験がある者。 ・申請者本人又は申請者の配偶者若しくは申請者の 1 親等以内の親族のいずれかが、過去連続して 1 年以上稲美町内の企業等への就労経験がある者。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
播磨町	<p>下記の【支給対象者の要件】の①又は②に該当し、かつ、③に該当すること、また、【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <p>①移住支援金の交付申請に係る転入日以前に、播磨町に 1 年以上の居住歴があること。</p> <p>②播磨町内の小・中・高等学校（廃校となったものを含む）又は特別支援学校を卒業したこと。</p> <p>③兵庫県外に在住中、播磨町へふるさと納税を寄付した経験があること。</p>

	<p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業すること。
市川町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】の全てに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市川町が主催する移住体験ツアー、交流事業等に参加経験がある者。 ・市川町が主催、又は出展する移住イベント等に参加経験がある者。 ・市川町空き家バンク制度により移住した者。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。 ・移住後に自治会に加入し、地域活動に参加する意思がある者。
福崎町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福崎町に本人又は3親等以内の親族が居住経験のある者。 ・申請日から遡って過去5年以内に福崎町にふるさと納税として複数回の寄附がある者。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福崎町内で農業に就業する者。
神河町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】の全てに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神河町が主催する移住体験ツアー、交流事業等に参加経験がある者。 ・神河町が主催、又は出展する移住イベント等に参加経験がある者。 ・神河町空き家バンク制度により移住した者。 ・（一社）かみかわ移住定住サポートセンターに移住相談等を行った経験がある者。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。

	<ul style="list-style-type: none"> ・移住後に自治会に加入し、地域活動に参加する意思がある者。
太子町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太子町に居住経験のある者。 ・3親等以内の親族が現在居住している者。 ・過去5年以内に、太子町へふるさと納税をしたことがある者。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。 ・家業等へ就業する者。
上郡町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上郡町の移住体験住宅を利用したことがある者。 ・上郡町にふるさと納税をしたことがある者。 ・上郡町の地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・上郡町にある学校に通っていた者。 ・上郡町に居住経験のある者。 ・3親等以内の親族が上郡町に在住している者。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。 ・上郡町が認めた企業に就業した者。 ・家業等へ就業する者。 ・自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者。
佐用町	<p>下記【支給対象者の要件】①、②の要件を満たしたうえで、③、④のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <p>①本町への転入時に45歳未満の者。</p>

	<p>②学生でない者。</p> <p>③移住相談、移住関連事業に参加したことがある者。</p> <p>④佐用町へふるさと納税を寄付した経験がある者。</p> <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
香美町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香美町出身者。 ・3親等以内の親族が香美町在住である者。 ・移住フェアに参加した者。 ・課窓口又は、移住相談室で移住相談をした者。 ・香美町が認める関係者。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
新温泉町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新温泉町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・新温泉町へふるさと納税の経験がある者。 ・課窓口又は、移住相談室で移住相談をした者。 ・新温泉町出身者。 ・3親等以内の親族が新温泉町に在住している者。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。 ・家業等へ就業する者。 ・自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者。